

駒場浄水場運転管理等業務委託

要求水準書

令和4年10月  
南アルプス市上下水道局

# 目 次

## 第1章 総則

第1条	目 的	3
第2条	適 用	3
第3条	業務の履行	3
第4条	実施場所及び対象施設	3～4
第5条	委託の期間	4
第6条	業務の引継	4
第7条	業務の範囲	4
第8条	業務の体制と業務の時間	4～5
第9条	受注者の責務	5

## 第2章 業務管理

第10条	従事者	5
第11条	従事者の届出	5～6
第12条	総括責任者	6
第13条	総括責任者の職務	6～7
第14条	副総括責任者	7
第15条	安全衛生管理	7
第16条	教育及び訓練	7～8
第17条	業務の一部再委託	8
第18条	危機管理対応及び体制	8
第19条	環境への取り組み	8
第20条	関係法令遵守	8～9

## 第3章 委託業務の内容及び水準

第21条	委託業務の内容	9～11
第22条	駒場浄水場施設の点検及び整備	11～12
第23条	業務要求水準	12～13
第24条	浄水場等の監視及び操作	13～14
第25条	要求水準の未達	14

## 第4章 業務書類等及び検査

第26条	業務書類等	14～15
------	-------	-------

第27条	業務履行報告書	15
第28条	委託業務履行検査	15～16

## 第5章 その他

第29条	経費の負担	16
第30条	責任分担	16
第31条	施設の利用	17
第32条	使用許可物品等の管理	17
第33条	技術レベル向上の取り組み	17
第34条	車両の運行	17～18
第35条	守秘義務	18
第36条	雑則	18
第37条	疑義	18

## 別表・別紙関係

別表1	(第4条関係) 主要な施設概要	19～20
別表2	(第21条関係) 各浄水場施設能力及び運転管理指標値	21
別表3	(第21条関係) 水質計器	22
別表4	(第21条関係) ダイオキシン検査	22
別表5	(第21条関係) 検査項目及び排水基準	23
別表6	(第22条関係) 定期点検標準項目	24～29
別表7	(第30条関係) 緊急事態に関するリスク分担表	30～31

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 駒場浄水場運転管理等業務委託要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、南アルプス市上下水道局（以下「発注者」という。）が管理する駒場浄水場の運転管理及び場外施設の監視等（以下「本業務」という。）を実施する上で業務の水準を定めることを目的とする。

### (適用)

第2条 業務を受託するもの（以下「受注者」という。）は、本業務の契約期間において、本要求水準書に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、本要求水準書に定める事項を満たす範囲において、本業務に関して提案することができるものとする。
- 3 提案された事項やその他の事項において、発注者と受注者が協議の上、その内容を業務の履行に十分反映できるものとする。

### (業務の履行)

第3条 受注者は、駒場浄水場運転管理等業務委託契約書（以下「契約書」という。）、本要求水準書、発注者業務マニュアル（以下「業務マニュアル」という。）及びその他の関係書類に基づき、施設及び設備等を適切に運転維持管理し、安全で安定的な水道水の供給に努めるものとする。

- 2 業務マニュアルとは、次のものをいう。
  - (1) 運転管理マニュアル
  - (2) 保守点検マニュアル
  - (3) 危機管理マニュアル
- 3 受注者は、業務を実施するにあたり十分な維持管理体制を整えるため、業務従事者（以下、「従事者」という。）に必要な資格者を必ず配置するものとする。
- 4 受注者は、本業務が長期に亘り継続することから、技術力及び経験を十分に活かし、様々な取り組みや工夫により、業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。
- 5 受注者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に遂行するものとする。

### (実施場所及び対象施設)

第4条 業務の実施場所は次のとおりとする。

- (1) 駒場浄水場（山梨県南アルプス市有野2525）他、取水設備とする。
- (2) 運転操作、制御を行う対象施設は駒場浄水場とする。
- (3) 中央監視システムによる監視及び水質管理等をする対象施設（以下「浄水場等」という。）は、別表1「主要な施設概要」に掲げる施設とする。なお、契約期間中に本対象施設の他、新たに監視対象施設が追加された場合は、追加施設の監視を加えるものとする。

（委託の期間）

第5条 業務の委託期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

（業務の引継）

第6条 業務の引継期間は、令和5年1月4日から令和5年3月31日までの期間とする。なお、習熟期間として受注者は、この間に業務を支障なく履行できるよう、本業務に従事する者に研修を受けさせなければならない。ただし、その期間に係る費用については、すべて受注者の負担とする。

（業務の範囲）

第7条 本業務の範囲は、次のとおりとする。なお、詳細については、第3章の規定によるものとする。

- (1) 駒場浄水場の運転操作及び浄水場等の監視業務
- (2) 駒場浄水場施設の巡視点検業務
- (3) 駒場浄水場施設の水質管理業務
- (4) 駒場浄水場施設の定期点検業務
- (5) 駒場浄水場施設の簡易修繕業務（費用を伴わないもの）
- (6) 駒場浄水場施設の薬品管理業務
- (7) 緊急時（災害・停電・水質異常等）の対応
- (8) その他の附帯業務

（業務の体制と業務の時間）

第8条 前条で定める業務の体制は、通年において必要な人員を配置し、施設の運転管理等を実施するものとする。

ただし、平日日勤者1名以上、土日・祝日日勤者及び夜勤者は2名以上で従事し、監視室には常時1名以上の従事者を配置しなければならない。

なお、巡視点検等の際はその限りではない。

- (1) 休日勤務

勤務する日 土曜日、日曜日、12月29日から1月3日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日とする。  
勤務時間 午前9時00分から翌日午前9時00分までとする。

(2) 平日勤務

勤務する日 平日日勤夜勤  
勤務時間 午前9時00分から翌日午前9時00分までとする。

2 第21条第3項に示す定期点検業務は、業務管理を行う責任者を1名以上配置しなければならない。

(受注者の責務)

第9条 受注者は、次の事項を十分に理解し、業務を履行しなければならない。

- (1) 水道に関する法令、規則及び基準等の関係法令を遵守し、常に善良なる管理者として責任をもって業務にあたること。
- (2) 駒場浄水場の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、駒場浄水場の運転に精通するとともに、業務の履行にあたっては、常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫し、設備の保全等に努めること。
- (3) 豪雨、台風、地震、渇水、落雷、その他の天災及び浄水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、発注者との連携を常に図り、迅速かつ的確にこれに対処できる体制を整えること。

## 第2章 業務管理

(従事者)

第10条 受注者は、従事者のうち、国内の上水道の用に供する1機場で日量10,000立方メートル以上を処理する浄水場（凝集沈殿及び急速ろ過方式の浄水場に限る。）で、1年間以上の運転管理業務の実務経験を有する者を、3分の1以上配置させなければならない。

なお、従事者を変更する場合も同様とする。

2 従事者は、業務遂行に支障のない視力、聴力、運動機能及び日本語会話能力を有する者とする。

(従事者の届出)

第11条 受注者は、発注者に、従事者の履歴、職種、職階、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む。）を記載した従事者選任届けを提出しな

ければならない。また、変更ある場合も同様とする。

- 2 受注者は、従事者選任届けに記載がない者を浄水場内等に入場させる場合は、事前に発注者の承認を得なければならない。
- 3 発注者は、従事者が業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、受注者と協議の上、当該従事者の変更を命ずることができる。

#### (総括責任者)

第12条 受注者は、従事者のうち1名を総括責任者として選任し、発注者に総括責任者選任届けを提出しなければならない。

なお、総括責任者が変更となる場合も同様とする。

- 2 総括責任者は、次の要件を全て満たす者で、緊急時等に業務遂行に支障のない範囲内において、駒場浄水場に出動できる者とする。
  - (1) 学校教育法に定める高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者とする。
  - (2) 水道技術管理者、水道（浄水）施設管理技師1級又は2級のいずれかの資格を有するもの。
  - (3) 国内の上水道の用に供する1機場で日量20,000立方メートル以上を処理する浄水場（凝集沈澱及び急速ろ過方式の浄水場）で、3年間以上の運転管理業務の実務経験を有するもの。
- 3 発注者は、総括責任者が業務の履行上著しく不相当と認められる場合は、受注者と協議のうえ、当該総括責任者の変更を受注者に要求することができるものとする。

#### (総括責任者の職務)

第13条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 受注者の責任者として、他の従事者の指揮、監督、技術技能の向上、危機管理の教育、労働安全衛生の確保、勤怠を管理するとともに事故防止に努めること。
- (2) 契約書、本要求水準書、業務マニュアル及びその他関係書類に基づき、業務の目的、内容を十分理解し施設の機能を把握し、発注者と密接に連絡を取り、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (3) 浄水場等の設備及び管理状況を常に的確に把握し、日常から緊急時に対処できる体制を構築しておくこと。
- (4) 大雨などの気象警報が発令された場合や降雨などに伴う原水高濁時、設備の故障、停電および地震などの事故災害の発生時または発生のおそれがある場合には、緊急出動するなどして従事者に対して適切な指示を

するものとともに応急措置を講じ、発注者に速やかに連絡すること。

(副総括責任者)

第14条 受注者は、従事者のうち1名を副総括責任者として選任することができる。副総括責任者は、総括責任者の補佐及び代行として、水道施設の管理に関する高度な知識と技術力を有し、各業務の責任者として適切な業務が遂行ができるものであること。

(安全衛生管理)

第15条 受注者は、従事者に対して、労働安全衛生法の規定による健康診断を実施し、従事者の健康管理に努めなければならない。

2 受注者は、従事者に対し、委託業務開始前までに水道法（昭和32年法律第177号。その後の改正含む。）第21条に基づく健康診断（以下「当該健康診断」という。）を受診し、その結果を発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、委託期間中に従事者に当該健康診断を実施させ、その結果を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、当該健康診断の結果、陽性であった従事者を、直ちに変更し、速やかに発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、従事者がインフルエンザ等の感染症の診断を受けた場合、当該従事者を直ちに変更し、速やかに発注者に報告しなければならない。

5 受注者は、災害防止関係法令等の定めるところにより、常に安全衛生管理全般に留意し、労働災害の防止に努めなければならない。

(教育及び訓練)

第16条 受注者は、従事者に対して、業務に係わる浄水場等の保全・保安に関し、次のとおり必要な知識及び技能に関する教育を年1回以上実施し、発注者に報告しなければならない。

(1) 運転操作（駒場浄水場）及び監視

(2) 施設の管理（駒場浄水場）

(3) 機械等の管理（駒場浄水場）

(4) 緊急時の対応

(5) 水質管理

(6) 安全教育

2 受注者は、発注者が実施する次の訓練に従事者を参加させなければならない。

(1) 防災訓練 年1回

(2) その他、発注者が必要とする訓練

(業務の一部再委託)

第17条 受注者が、その業務の全部又は一部を他者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、受注者が提出した業務一部再委託申請書に基づき、発注者が承認した場合は、この限りでない。なお、一部再委託が認められた場合、受注者は一部再委託業務の遂行にあたり、その工程管理や業務実施の確認等、その業務が完了するまで責任を持って監督するものとする。

- 2 発注者は、業務の確実な履行が見込めないと認めるときには、再委託を承認しない。

(危機管理対応及び体制)

第18条 受注者は、台風、大雨、地震、落雷、渇水、停電等における施設故障及び水質異常等の緊急事態が発生する場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急処置を行える準備をしておかなければならない。

- 2 緊急事態が発生した場合は、総括責任者及び必要な人数の従事者が、駒場浄水場に参集し、必要な初期対応を行うとともに、速やかに発注者に連絡しなければならない。
- 3 南アルプス市及びその周辺において、大規模な災害等が発生した場合、受注者は支援体制を速やかに構築し、その支援内容を発注者に提出しなければならない。

(環境への取り組み)

第19条 受注者は、業務の遂行にあたり、環境基準等に準じて業務を行うものとし、特に、次の事項について配慮すること。

- (1) 環境への負荷の軽減に向けた取り組み
- (2) 浄水場等の省エネルギー化及び低コスト化に関する取り組み

(関係法令遵守)

第20条 受注者は、業務の遂行にあたり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- (3) 職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）

- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）
- (5) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- (6) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- (7) 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- (8) 地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）
- (9) 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- (10) 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- (11) 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
- (12) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- (13) 個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- (14) 南アルプス市財務規則（平成15年4月1日規則第42号）
- (15) その他本契約の履行に係る法律等

### 第3章 委託業務の内容及び水準

（委託業務の内容）

第21条 駒場浄水場の運転操作、水質管理業務等および浄水場等の監視業務については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駒場浄水場に係る取水施設、浄水施設、配水施設、排水処理施設の運転操作（「運転管理マニュアル」参照）及び監視（別表2「浄水場施設能力及び運転管理指標値」参照）
- (2) 浄水場等の中央監視システムによる監視
- (3) 駒場浄水場の機器運転操作及び機器切替
- (4) 浄水場等の各種データの記録と整理
- (5) 天災・汚染事故等を含む緊急時の初期対応と緊急連絡
- (6) 監視カメラによる現場確認及び侵入者の監視・対応
- (7) 電話及び訪問者等の対応
- (8) 停電時の対応
- (9) 駒場浄水場の薬品の注入率管理、残量管理および貯蔵槽の切替
- (10) 業務日誌、月間業務履行報告書及び年間業務履行報告書の作成
- (12) その他、発注者が必要とする事項

2 駒場浄水場施設の巡視点検業務については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施場所は、御勅使第2水源取水口施設、駒場第1水源施設、沈砂池、着水井、薬品混和池、フロック形成池、沈澱池、急速ろ過池、薬品室（PAC注入室、滅菌室）、電気室等、配水ポンプ室、排水処理施設お

よび場内敷地内とする。

- (2) 実施回数は、場外の水源施設および場内施設等の点検回数を1日3回以上とする。

3 駒場浄水場の水質管理業務については、次に掲げるとおりとする。

(1) 平常時の業務

- ①水処理状況確認（原水、沈澱池処理水、浄水についての色、濁り、残留塩素濃度など）
- ②薬品注入の管理（消毒剤、凝集剤の薬品注入率の管理）
- ③水質検査（簡易測定器は発注者が準備）

機器名	仕様
濁度計	小数点2桁まで測定が可能であること
デジタル残留塩素計	DPD法
pH計	小数点1桁まで測定が可能であること

- ④水質計器の点検及び整備（別表3「水質計器」参照）

- ⑤浄水処理に伴うジャーテストの実施（随時）

- ⑥臭気の確認（毎時間）

- ⑦検査結果等の記録及び報告

- ⑧排水等水質検査

ア 排水水質検査（山梨県生活環境の保全に関する条例「特定事業場における排水基準（新設）」生活環境に係る排水基準1回/月、生活環境・有害物質に係る排水基準1回/年）、水道水（原水）ダイオキシン類検査（1回/年）用検体の採水箇所、採水方法及び採水頻度は、発注者の指示によるものとする。（別表4「ダイオキシン検査」、別表5「検査項目・排水基準及び頻度」参照）

- ⑨その他、発注者が必要とする事項

(3) 水質異常時の業務

- ①緊急対応

- ②その他、発注者が必要とする事項

4 駒場浄水場の保守点検業務については、次に掲げるとおりとする。（「保守点検マニュアル」参照）

- (1) 機械設備等の日常点検・定期点検（1回以上/年）、建物の保全及び管理

- (2) 機械設備等の不具合調査、簡易な故障の修繕（費用が伴わないもの）

- (3) その他、発注者が必要とする事項

5 浄水場等の施設維持管理業務については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駒場浄水場の着水井、薬品混和池、フロック形成池、沈澱池内部の清掃（1系～2系、1回以上/年）
  - (2) 駒場浄水場の排水処理施設の清掃（1号・2号濃縮槽等及び排泥池・排水池・排泥ピット、1回以上/年）
  - (3) 駒場浄水場のろ過池の清掃（1号池～8号池、1回以上/年）
  - (4) 駒場浄水場内及び場外の指定する場所の清掃・除雪
  - (5) その他、発注者が必要とする事項
- 6 緊急時（災害・停電・水質異常等）の対応（「危機管理マニュアル」参照）
- (1) 台風、大雨、地震、落雷、濁水等による事故及び故障時の対応
  - (2) 緊急的な事故及び故障時の対応
  - (3) その他、発注者が必要とする事項
- 7 その他の附帯業務
- (1) 南アルプス市及び南アルプス市上下水道局が行う催事への協力
  - (2) その他、発注者が必要とする事項

（駒場浄水場施設の点検及び整備）

第22条 受注者は、施設の機能を十分に発揮させるため、業務マニュアルに基づき各設備・機器の点検及び整備を実施する。

- 2 日常点検は、各種機器を巡回し、異常音、振動、臭い、放射温度、油漏れ及び各種計測機器（電流計、圧力計、濁度計、残留塩素計等）の指針値などを確認し、異常が認められた場合は、必要な措置を講ずるとともに、発注者に報告するものとする。
- 3 定期点検は、各設備及び機器の切替え又は停止を行い、次の点検及び整備を実施する。（別表6「定期点検標準項目」参照）
  - なお、点検中において機器等に重大な異常が判明した場合は、発注者に直ちに報告すること。点検完了後には、点検結果を報告書にまとめ、発注者に提出しなければならない。
  - (1) 沈澱池設備の各機器定期点検  
（フラッシュミキサー、汚泥掻寄機、フロキュレーター）
  - (2) 急速ろ過池設備の各機器定期点検  
（表洗ポンプ・真空ポンプ、コンプレッサー等）
  - (3) 排水処理設備定期点検（汚泥掻寄機、移送ポンプ等）
  - (4) 水質計器定期点検（原水・浄水pH計、浄水濁度計）
  - (5) 次亜注入設備定期点検（残留塩素計点検含む）
  - (6) 沈殿凝集剤PAC注入設備定期点検
- 4 受注者は、定期点検の実施日及び実施方法について、年度初めに発注者に

承認を得て実施しなければならない。

- 5 受注者は、点検及び整備にあたっては、関係法令等を遵守しつつ実施するものとする。
- 6 発注者は、点検及び整備において、施設の正常なる機能を保持できないと判断した場合は、その方法等を変更させることができる。

#### (業務要求水準)

第23条 発注者は、本業務を履行する上で、受注者が最低限満たすべき要件を次のとおり定める。

なお、その具体的な手法に係る提案については、業務履行計画書に記載し、発注者の承認を得るものとする。

##### (1) 業務の基本的水準

受注者は、自らのノウハウを最大限活用し、駒場浄水場の運転管理及び維持管理を主体的に行い、併せて、浄水場等の監視により良質な水道水を安定的に供給しなければならない。さらに、現行の業務水準を維持することはもとより、一層の業務水準の向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制を構築しなければならない。

##### (2) 駒場浄水場の運転管理及びその他関連業務

###### ①水質管理の水準

受注者は、水質管理安全計画を作成し、原水水質の変化に適切に対応するため、浄水処理工程における水質管理を徹底すること。また、水質管理に必要な項目の検査・測定を実施し、随時ジャーテストを行って最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めること。

なお、水質管理に関する要求水準は、次のとおりとする。

項目	水準
沈澱処理水濁度	1.0度以下
配水池出口濁度	0.1度以下
配水池出口残留塩素濃度	0.25mg/ℓ～0.40mg/ℓ
管末給水出口残留塩素濃度	0.10mg/ℓ以上
配水池出口pH濃度	7.0～8.0

###### ②水圧管理の水準

受注者は、管末で減圧給水とならないように、駒場浄水場内配水ポンプ室の配水圧力を適切に管理すること。

なお、圧力は次のとおりとする。

項目	水準	
駒場浄水場配水ポンプ配水圧力	58m	0.57Mpa 以上
白根ポンプ場ブースターポンプ配水圧力	67m	0.65Mpa 以上

### ③水量管理の水準

受注者は、配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び浄水池における水位を監視する。また、施設能力（浄水処理能力等）に応じた取水量を調整する。なお、水量管理に関する要求水準は、次のとおりとする。

### ●取水量は、下記の範囲内で行うこと。

取水口	最大取水量		備考
	毎秒	日最大	
第1取水口 第2取水口	0.185 m <sup>3</sup> /秒	15,984 m <sup>3</sup> /日	伏流水（第1）
			伏流水（第2）
			表流水
取水ポンプ		3,090 m <sup>3</sup> /日	駒場第1水源 浅井戸
合計		19,090 m <sup>3</sup> /日	

### ④電力の管理

受注者は、駒場浄水場に必要な電力を管理するため、効率的な運転及び省エネルギー化に努めること。

### ⑤通信の管理

受注者は、電話回線等の運転管理に必要な通信を管理するため、浄水場等の施設や回線等に異常が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。

（浄水場等の監視及び操作）

第24条 受注者は、監視及び操作により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに発注者に報告し、その指示に従い処置を行うものとする。

2 監視及び操作は、次のとおりとする。

(1) 受変電設備の監視及び記録

(2) 原水流量、ろ過水流量、送配水流量の監視及び制御（制御は駒場浄水場に限る。）

- (3) 取水設備の監視及び操作（操作は駒場浄水場に限る。）
- (4) 浄水場等の浄水池・配水池等の水位及び流量等の監視
- (5) 浄水場等のポンプ設備の流量等の監視
- (6) 沈澱池、急速ろ過池、排水処理設備の運転監視及び操作（操作は駒場浄水場に限る。）
- (7) 濁度、色度、pH値、残留塩素等の水質の監視
- (8) 薬品等の注入量と注入率の監視及び制御（制御は駒場浄水場に限る。）
- (9) 薬品類、潤滑油脂類などの残量記録及び制御（制御は駒場浄水場に限る。）
- (10) 監視カメラによる駒場浄水場内及び取水口の監視
- (11) その他、発注者が必要とする事項

（要求水準の未達）

第25条 受注者の原因で要求水準書を満たすことができなくなった場合、受注者は速やかに発注者に状況を報告しなければならない。

2 この場合において、受注者は原因を究明し、満たすべき要件が達成できるように適切な措置を講じ、状況を改善しなければならない。

3 要求水準の未達が原因で水道利用者に重大な影響を与えるような場合、受注者は発注者と協力して、その改善に努めなければならない。

4 発注者は、要求水準を満たすことができなかつた原因を十分調査し、改善の見込みが無いと判断した場合は、契約を解除することができる。

#### 第4章 業務書類等及び検査

（業務書類等）

第26条 受注者は、業務の履行にあたり、次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 着手届（契約時）
- (2) 総括責任者選任届（契約時）
- (3) 業務従事者選任届（契約時に経歴書、資格証明書を添付して提出）
- (4) 業務履行計画書（契約時）
- (5) 年間業務実施計画書（当該年度開始前月の20日までに提出、ただし、初年度については契約時）
- (6) その他必要なもの

2 契約期間中は、次の各号に掲げる書類を、定める日までに発注者に提出しなければならない。

- (1) 年間業務履行報告書（当該年度分は、翌年度の4月10日までに、最終年度は最終月の末日に提出）
- (2) 月間業務実施計画書（前月の20日までに提出、ただし、開始初月については、契約時）
- (3) 月間業務履行報告書（翌月の10日までに、最終年度は最終月の末日に提出）
- (4) その他、発注者が必要とする書類

（業務履行報告書）

第27条 月間業務履行報告書及び年間業務履行報告書は、次のとおり報告しなければならない。

(1) 月間業務履行報告書（業務完了月ごとに次のものを提出する。）

- ①月間業務完了届
- ②月間業務完了報告書
  - ア 月間業務所見
  - イ 月間運転管理報告書
  - ウ 月間水質管理報告書
  - エ 月間業務実績報告書
- ③その他業務検査に必要な書類

(2) 年間業務履行報告書

- ①年間業務完了届
- ②年間業務完了報告書
  - ア 年間業務所見
  - イ 年間運転管理報告書
  - ウ 年間水質管理報告書
  - エ 年間業務実績報告書
  - オ 薬品管理報告書
  - カ 保全管理年間実績報告書
- ③その他業務検査に必要な書類

（委託業務履行検査）

第28条 受注者は、月間及び年間業務の履行が完了したときは、次の方法により発注者の業務完了検査を受けなければならない。

(1) 月間業務完了検査（月間モニタリング）

- ① 月間業務完了検査は、受注者から月間業務完了届が提出された日から10日以内に、発注者が受注者立会いのもとに行うものとする。

- ② 検査日及び場所については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。
  - ③ 検査に際しては、受注者が提出した月間業務実施計画書に基づく業務報告書の内容について、照合・確認を行うものとする。
  - ④ 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受注者は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。
- (2) 年間業務完了検査（委託業務履行検査）
- ① 年間業務完了検査は、受注者から年間業務完了届が提出された日から10日以内に、発注者が受注者立会いのもとに行うものとする。
  - ② 検査日及び場所については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。
  - ③ 検査に際しては、受注者が提出した当該年度の年間業務実施計画書に基づく業務報告書の内容について、照合・確認を行うものとする。
  - ④ 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受注者は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。

## 第5章 その他

### (経費の負担)

第29条 受注者が業務履行上で負担する経費は、受注者自ら業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。

ただし、次の(1)から(5)について、発注者が使用を認めた場合は、この限りではない。

- (1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務用品
- (2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品
- (3) 食器棚・茶器・台所用品等の消耗品
- (4) 設備点検・修繕に係る点検工具、懐中電灯等の工具・機器
- (5) 清掃時に使用する清掃器具等・消耗品
- (6) 点検・巡視用車両及び車両維持管理にかかる費用
- (7) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具
- (8) 電話・ファックス・インターネット等の設置工事費及び維持費
- (9) 各種保険の加入に係る経費

### (責任分担)

第30条 従事者が業務中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受注者の負担において速やかに補修、改善若しくは取替え又は補償等により解決をすることとする。

ただし、天災等に起因する場合は、この限りではない。

- 2 緊急時に関するリスクの詳細については、(別表7「緊急事態に関するリスク分担表」参照)によるものとする。
- 3 受注者は、リスクに対応するため、必要な保険に加入するものとし、加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。
- 4 受注者は、業務の履行に伴い、発注者または第三者に対して損害を与えた場合、その費用を負担する。

#### (施設の利用)

第31条 発注者は、受注者及び従事者の打ち合わせ等として、駒場浄水場内の発注者が指定する部屋の利用を認める。

- 2 従事者は、前項の部屋の整理整頓と節電に努めなければならない。また、不要な物品等の持込は禁止し、喫煙は指定の場所のみとする。
- 3 受注者は、業務遂行上立ち入る必要がある施設以外の場所に許可なく立ち入ってはならない。

#### (使用許可物品等の管理)

第32条 受注者は、発注者所有の物品等を使用する場合、事前に発注者の許可を受けなければならない。

なお、許可物品については、駒場浄水場施設内に限りその使用を認める。

- 2 受注者は、前項で定める使用許可物品又は前条で定める施設等の使用にあたっては、発注者の管理規定に定めるもののほか、受注者の責任において維持管理にあたらなければならない。

なお、受注者の故意又は過失により使用許可物品及び使用する施設内の物品等が滅失し、若しくは毀損し又はその返還が不可能となったとき、あるいは施設等の汚損があったときは、現状に復するか又は損害を賠償しなければならない。

#### (技術レベル向上の取り組み)

第33条 受注者は、駒場浄水場の管理において、技術研修の実施や資格取得の推進を図り、従事者の技術レベルが向上するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、本業務を遂行するにあたり、必要な手引き書を作成し、発注者

の承認を受けなければならない。

(車両の運行)

第34条 受注者は、業務遂行に際し車両を必要とする場合は、受注者が適正に準備することとし、場外の巡視点検等に使用する場合は、車両に業務内容を必ず示さなければならない。

2 受注者は、緊急の場合に限り、発注者が所有する車両のうち指定する車両の使用を認める。なお、受注者がその車両を使用した場合は作業内容、作業場所、運行時間等を記録し、発注者に報告しなければならない。

3 受注者及び従事者の運転中に起きた車両事故については、受注者が一切の責任を負わなければならない。

(守秘義務)

第35条 受注者及び従事者は、業務実施上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。委託業務期間終了後又は退職後も同様とする。

(雑 則)

第36条 本要求水準書に明記されていない事項であっても、受注者は業務履行上において、必要な事項等は委託契約による良識のある判断に基づいて行わなければならない。

2 本業務に係る資料の提出を発注者が要求した場合は、受注者は速やかに応じなければならない。

3 消費税法改正によって消費税の税率が変更になった場合は発注者と受注者が協議し決定するものとする。

(疑 義)

第37条 本要求水準書に疑義を生じた場合又は本要求水準書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、別に定めるものとする。

系統	施設名称	所在地	業務概要
駒場	駒場浄水場	有野 2 5 2 5	運転操作・監視、保守点検、 修繕、水質管理、環境整備
	駒場第 1 水源	駒場 1 4 7 - 1 3	
	御勅使第 1 水源	駒場 4 3 3	
	御勅使第 2 水源	駒場 4 2 9	
	白根浄水場	駒場 5 1 - 1	監視
	飯丘減圧槽	飯野新田 4 1 8 - 1	監視
	飯野新田配水池	飯野新田 6 0	監視
	飯野上手配水池	飯野 6 3 7 - 1	監視
	三宮神浄水場・ 三宮神配水池	飯野 1 6 2 7 - 2	監視
	有野配水池	有野 2 6 4 7 - 1 1 6 7	監視
巨摩中配水池	飯野 2 8 9 2	監視	
桃園配水池	桃園 2 4 0 - 2	監視	
八田	八田浄水場・ 八田配水池	野牛島 1 3 0 2	監視
	上今諏訪	上今諏訪 8 1 9	監視
在家塚	在家塚浄水場・ 在家塚配水池	在家塚 1 5 1 8	監視
	高尾	高尾浄水場・ 高尾浄水池	高尾 7 0 4
田頭第 1・2 配水池		上宮地 3 9 8 1 - 5	監視
上宮地第 1 配水池		上宮地 2 4 9 2 - 2	監視
上宮地	上宮地浄水場・ 上宮地第 2 配水池	上宮地 2 3 3 9 - 1	監視
	平岡	平岡浄水場・ 平岡第 1・2 配水池	平岡 3 0 0 8 - 3
あやめヶ丘配水池		あやめヶ丘 1 9 4 4 - 1 4	監視
山寺第 1	山寺第 1 浄水場	小笠原 8 8 3 - 8	監視
	山寺第 1・2・3 配水池	平岡 2 6 1 2 - 5	監視

系統	施設名称	所在地	業務概要
山寺第2	山寺第2浄水場	上宮地704-2	監視
山寺第3	山寺第3浄水場・ 山寺第3ポンプ井	山寺1154-1	監視
中野上野	中野上野浄水場・中野 上野浄水池・上市之瀬 第1配水池	中野28	監視
	中野上野第1・2 配水池	中野63	監視
	下市之瀬第1配水池	下市之瀬736-1	監視
	下市之瀬第2配水池	下市之瀬330-2	監視
湯沢	湯沢浄水場・ 湯沢配水池	湯沢1857-1	監視
	中丸配水池	湯沢2628-2	監視
川上第1	川上第1浄水場・ 川上第1配水池・ 川上第1ポンプ井	川上541	監視
川上第2	川上第2浄水場・ 川上第2ポンプ井	川上240-5	監視
江原	江原浄水場	江原1552-23	監視
	江原配水池	江原97	監視
西南湖	西南湖浄水場・西南湖 配水池・ポンプ井	西南湖729	監視
鏡中條	鏡中條浄水場・鏡中條 配水池	鏡中條187	監視
十日市場	十日市場浄水場・ 十日市場配水池	十日市場1586-1	監視
藤田	藤田浄水場・ 藤田配水池	藤田198	監視
芦安	芦安浄水場・ 芦安高区配水池	芦安芦倉字曾根平1601- 4	監視
	芦安低区配水池	芦安安通690	監視

別表2（第24条関係）各浄水場施設能力及び運転管理指標値

施設名	施設能力	取水量（受水量）		配水量	
		日平均値	日最大値	日平均値	日最大値
	(m <sup>3</sup> /日)	(m <sup>3</sup> /日)	(m <sup>3</sup> /日)	(m <sup>3</sup> /日)	(m <sup>3</sup> /日)
駒場浄水場	20,000	13,919	14,750	15,524	15,227
三宮神浄水場	1,000	0	0	3,793	4,241
八田浄水場	2,600	1,975	2,208	1,975	2,208
上今諏訪浄水場	2,240	1,190	2,394	1,129	2,394
在家塚浄水場	3,000	1,569	2,806	2,792	3,004
曲輪田浄水場	300	105	212	96	200
高尾浄水場	520	345	510	325	500
上宮地浄水場	330	87	161	87	161
	—	(155)	(285)	—	—
平岡浄水場	430	358	447	358	447
	—	(29)	(71)	—	—
山寺第1浄水場	660	524	562	524	562
山寺第2浄水場	340	50	50	50	50
山寺第3浄水場	600	22	48	35	72
中野上野浄水場	1,720	1,252	1,405	1,029	1,248
湯沢浄水場	170	37	75	35	72
川上第1浄水場	800	834	938	834	938
	—	(108)	(150)	—	—
川上第2浄水場	1,000	460	578	460	578
江原浄水場	3,480	2,592	3,156	2,585	3,148
西南湖浄水場	1,390	1,758	2,076	1,758	2,076
鏡中條浄水場	1,600	1,032	1,598	1,032	1,598
十日市場浄水場	2,000	1,746	2,084	1,742	2,117
藤田浄水場	1,760	965	1,351	961	1,448
芦安浄水場	330	131	211	103	192
白根浄水場	99	0	0	—	—
白根ポンプ場					

※施設能力＝設計に基づく施設の浄水最大能力

※令和3年度の運転実績に基づき作成している。

別表3 (21条関係)

## 水質計器

NO	名称	設置場所	設定スパン	備考
1	原水濁度計	着水井	0～500度	着水井採水 測定スパン (0～2,000度)
2	原水pH計	着水井	2～12	着水井採水
3	浄水高感度濁度計	水質検査室	0.0001～2度	配水池採水
4	浄水pH計	水質検査室	2～12	配水池採水
5	浄水残留塩素計	水質検査室	0.00～3mg/ℓ	配水池採水

別表4 (21条関係)

## ダイオキシン検査

	検査項目	採水箇所	R5	R6	R7	R8	R9
ダイオキシン類毒性等量	ジベンゾジオキシン及びジベンゾフラン総量	駒場浄水場	—	1回/年		—	1回/年
	コプラナーポリ塩化ビフェニル総量		—	1回/年		—	1回/年
	ダイオキシン類実測濃度		—	1回/年		—	1回/年
	ジベンゾジオキシン及びジベンゾフラン総量	今諏訪浄水場	1回/年		—	1回/年	
	コプラナーポリ塩化ビフェニル総量		1回/年		—	1回/年	
	ダイオキシン類実測濃度		1回/年		—	1回/年	
	ジベンゾジオキシン及びジベンゾフラン総量	八田浄水場		—	1回/年		—
	コプラナーポリ塩化ビフェニル総量			—	1回/年		—
	ダイオキシン類実測濃度			—	1回/年		—

別表5 (21条関係)

## 検査項目及び排水基準

(※山梨県生活環境の保全に関する条例(特定施設・新設)に基づく)

	項目	排水基準	R5	R6	R7	R8	R9	
生活環境に係る排水基準	1	水素イオン濃度(pH値)	5.8~8.6	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年
	2	生物化学的酸素要求量(BOD)	30(日平均20)mg/L	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年
	3	化学的酸素要求量(BOD)	30(日平均20)mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	4	浮遊物質濃度(SS)	50(日平均30)mg/L	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年
	5	大腸菌群数	1,000個/m <sup>l</sup>	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年
	6	窒素含有量	120(日平均60)mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	7	リン含有量	16(日平均8)mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	8	n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	9	n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	10mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	10	フェノール類含有量	1mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	11	銅含有量	1mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	12	亜鉛含有量	1mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	13	溶解性鉄含有量	1mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	14	溶解性マンガン含有量	1mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	15	クロム含有量	0.5mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
有害物質に係る排水基準	16	カドミウム及びその化合物	検出されないこと	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	17	鉛及びその化合物	0.1mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	18	シアン化合物	0.1mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	19	ヒ素及びその化合物	0.05mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	20	六価クロム化合物	0.05mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	21	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	22	アルキル水銀化合物	検出されないこと	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	23	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	24	フッ素及びその化合物	8mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	25	有機リン化合物	検出されないこと	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	26	トリクロロエチレン	0.3mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	27	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年

別表6 (第22条関係)

## 定期点検標準項目

## ○沈澱池設備

点検リスト	機器名	点検項目	点検方法
計装	盤	動作、測定、損傷	目視、機器
	リミットスイッチ	作動	調整
沈澱池汚泥掻寄機 (ロープ式)	変、減速機	運転時電流値	現場盤電流計又は クランプメータ
		異音	聴覚
		振動	触覚、目視
		温度	温度計、触覚
		オイル (量、漏れ、汚れ)	目視 交換、補充
	滑車	磨耗	目視、調整
	ロープ	劣化	目視
		変形	目視、調整
		張り、伸び	目視、調整
	掻寄機	劣化	目視
		発錆	目視、補修
		磨耗	目視
		ボルト、ナット 緩み	触手、工具
沈降装置 (傾斜板式)	プレート	損傷状態	目視、交換
	ホルダ	損傷状態	目視、交換
	アンダー及び サイドバップル	損傷状態	目視、交換
急速攪拌機	減速機	運転時電流値	現場盤電流計又は クランプメータ
		異音	聴覚
		振動	触覚、目視
		温度	温度計、触覚
		オイル (量、漏れ、汚れ)	目視 交換、補充
		回転数	測定
	軸継手	発錆状態	目視、補修

点検リスト	機器名	点検項目	点検方法
急速攪拌機	軸継手	ボルト、ナット 緩み	触手、工具
	攪拌軸、翼	損傷	目視
		発錆状態	目視、補修
急速攪拌機	攪拌軸、翼	ボルト、ナット 緩み	触手、工具
フロキュレーター (横型)	変、減速機	運転時電流値	現場盤電流計又は クランプメータ
		異音	聴覚
		振動	触覚、目視
		温度	温度計、触覚
		オイル (量、漏れ、汚れ)	目視 補充、交換
	Vベルト 伝達装置	Vプーリー溝磨耗	目視
	チェーン カップリング	グリース量	目視 補充、交換
		シャープシフト部	目視、スキマゲージ
		シャープピン	目視、聞取調査
	プランマブロック	運転音	聴覚、分解
	軸封装置	軸封水量	目視、調整
	攪拌軸	発錆状態	目視、補修
		軸磨耗	軸径測定
		軸損傷	目視
	攪拌板	損傷	目視
	割筒軸継手	発錆状態	目視、補修
		損傷	目視
	水中軸受	発錆状態	目視
		ボルト、ナット 緩み	触手、工具
		メタル磨耗	工具、調整
弁	バルブ類	作動	調整
池	着水井	外観	目視、工具
		清掃	機器

点検リスト	機器名	点検項目	点検方法
池	混和池	外観	目視、工具
		清掃	機器
	フロック形成池	外観	目視、工具
		清掃	機器
	沈澱池	外観	目視、工具
		清掃	機器

○沈澱凝集剤 PAC 注入設備

点検リスト	機器名	点検項目	点検方法
凝集剤 PAC 注入機	盤	動作、測定、損傷	目視、機器
	ポンプ	注入量測定、調整	工具
		分解清掃	工具
		異音	聴覚
		振動	触覚、目視
		温度	温度計、触覚
		配管（液漏れ）	目視、補修
	消耗部部品	消耗品交換	工具
凝集剤 PAC 貯留槽	本体	外面状況 （液洩れ、劣化）	目視、補修
凝集剤 PAC 貯留槽	本体	内面状況 （劣化）	目視
	液面計	液洩れ	目視、補修
		損傷、劣化	目視

○次亜塩素素注入設備

点検リスト	機器名	点検項目	点検方法
次亜塩素素注入機	盤	動作、測定、損傷	目視、機器
	ポンプ	注入量測定、調整	工具
		分解清掃	工具
		異音	聴覚
		振動	触覚、目視
		温度	温度計、触覚
		配管（液漏れ）	目視、補修
	消耗部部品	消耗品交換	工具

点検リスト	機器名	点検項目	点検方法
次亜塩素貯留槽	本体	外面状況 (液洩れ、劣化)	目視、補修
		内面状況 (劣化)	目視
	液面計	液洩れ	目視、補修
		損傷、劣化	目視、

○水質計器

点検リスト	機器名	点検項目	点検方法
原水 PH 計	変換器	測定、調整	機器
	検出器	分解清掃	工具
	外観、消耗部部品	清掃、消耗品交換	目視、工具
浄水 PH 計	変換器	測定、調整	機器
	検出器	分解清掃	工具
	外観、消耗部部品	清掃、消耗品交換	目視、工具
原水濁度計	変換器	測定、調整	機器
	検出器	分解清掃	工具
	外観、消耗部部品	清掃、消耗品交換	目視、工具
浄水濁度計	変換器	測定、調整	機器
	検出器	分解清掃	工具
	外観、消耗部部品	清掃、消耗品交換	目視、工具
残留塩素計	変換器	測定、調整	機器
	検出器	分解清掃	工具
	外観、消耗部部品	清掃、消耗品交換	目視、工具

○排水処理設備

点検リスト	機器名	点検項目	点検方法
計装	盤	動作、測定、損傷	目視、機器
	外観	清掃	目視
濃縮槽汚泥掻寄機	変、減速機	運転時電流値	現場盤電流計又は クランプメータ
		異音	聴覚
		振動	触覚、目視
		温度	温度計、触覚

点検リスト	機器名	点検項目	点検方法
濃縮槽汚泥掻寄機	変、減速機	グリース (漏れ、汚れ)	目視 補充、交換
		軸継ぎ手	発錆状態
	損傷		目視
	軸及びプレート	無空軸の磨耗	目視、工具
		発錆状態	目視
濃縮槽汚泥掻寄機	軸及びプレート	ボルト、ナット 緩み	触覚、工具
	水中軸受	発錆状態	目視
		ボルト、ナット 緩み	触覚、工具
		メタル磨耗	工具
		軸受砂防蓋	目視
	栈橋	発錆状態	目視、補修
	流入管、フード	発錆状態	目視、補修
ポンプ	移送ポンプ	吐出圧力	機器
		負荷電流	機器
		絶縁抵抗	機器
		異音	聴覚
		振動	触覚、目視
		温度	温度計、触覚
		配管（液漏れ）	目視、補修
	引抜ポンプ	吐出圧力	機器
		負荷電流	機器
		絶縁抵抗	機器
		異音	聴覚
		振動	触覚、目視
		温度	温度計、触覚
		配管（液漏れ）	目視、補修
弁	排水受入弁	外観	目視
		異音、振動	通水
		負荷電流	機器
		絶縁抵抗	機器
		動作	機器

点検リスト	機器名	点検項目	点検方法
	汚泥受入弁	外観	目視
		異音、振動	通水
		負荷電流	機器
		絶縁抵抗	機器
		動作	機器
池	濃縮槽	外観	目視、工具
		清掃	機器
	排泥池	外観	目視、工具
		清掃	機器
	排水池	外観	目視、工具
		清掃	機器

○急速ろ過設備

点検リスト	機器名	点検項目	点検方法
計装	盤	動作、測定、損傷	目視、機器
ポンプ	真空ポンプ	動作、外観	目視
		振動	機器
		負荷電流	機器
		絶縁抵抗	機器
		異音	聴覚
		温度	温度計、触覚
		配管（液漏れ）	目視、補修
	表洗ポンプ	動作、外観	目視
		負荷電流	機器
		絶縁抵抗	機器
弁	真空破壊弁	動作	目視
		消耗品交換	工具
	流入破壊弁	動作	目視
		消耗品交換	工具
	ドレンバルブ	動作、外観	目視
		グリース	目視
砂	ろ過砂	付着物	試験
		凝着物	試験
		篩い分け	試験

別表7（30条関係） 緊急事態に関するリスク分担表

項	災害の種類	内 容	発注者	受注者
地震 災害	震度4以上の地震が発生した場合	緊急招集（発注者緊急体制表）	○	○
		浄水管理課職員への連絡		○
		初期対応（職員の指示による軽微な故障）	○	○
		関係機関の連絡等	○	
		場内点検（沈殿池・ろ過池・排水処理施設）		○
		場外点検（取水口・沈砂池・取水井）		○
		場外点検（駒場浄水場以外の施設）	○	
	復旧作業	○		
風水 災害	大雨・洪水・強風警報等が発令された場合	緊急招集（発注者緊急体制表）	○	○
		浄水管理課職員への連絡		○
		初期対応（職員の指示による軽微な故障）	○	○
		関係機関の連絡等	○	
		場内点検（沈殿池・ろ過池・排水処理施設）		○
		場外点検（取水口・沈砂池）		○
		場外点検（駒場浄水場以外の施設）	○	
	復旧作業	○		
水質 異常	原水濁度300度以上	緊急招集（発注者緊急体制表）	○	○
		浄水管理課職員への連絡		○
		初期対応（職員の指示による軽微な故障）	○	○
		関係機関の連絡等	○	
		場内点検（沈殿池・ろ過池）		○
		場外点検（取水口・沈砂池）		○
	復旧作業	○		
労働 災害	規模・時間を問わず	緊急招集（発注者緊急体制表）	○	○
		浄水管理課職員への連絡		○
		事故の対応（病院への搬送）		○
		原因の調査		○
停電	規模・時間を問わず	緊急招集（発注者緊急体制表）	○	○
		浄水管理課職員への連絡		○
		初期対応（職員の指示による簡易な故障）	○	○
		関係機関の連絡等	○	
		場内点検（沈殿池・ろ過池）		○

項	災害の種類	内 容	発注者	受注者	
停電	浄水場外の停電発生	場外点検（駒場浄水場以外の施設）	○		
		復旧作業	○		
火災	浄水場等の火災発生	緊急招集（発注者緊急体制表）	○	○	
		浄水管理課職員への連絡		○	
		関係機関の連絡等	○	○	
		初期消火活動等	○	○	
		原因調査	○		
	周辺の火災	浄水管理課職員への連絡		○	
		関係機関の連絡等	○	○	
		初期消火活動等	○	○	
設備機器等の異常	浄水場内の設備故障	緊急招集（発注者緊急体制表）		○	
		浄水管理課職員への連絡		○	
		初期対応（職員の指示による簡易な故障）	○	○	
		関係機関の連絡等	○	○	
		場内点検（沈殿池・ろ過池等）		○	
		復旧作業	○		
	浄水場外の設備故障	緊急招集（発注者緊急体制表）			○
		浄水管理課職員への連絡			○
		初期対応（職員の指示による簡易な故障）	○	○	
		関係機関の連絡等	○		
		場外点検（取水口・沈砂池・取水井）			○
		場外点検（駒場浄水場以外の施設）	○		
			復旧作業	○	
	取水停止を含む設備機器等の異常事態	浄水管理課職員への連絡			○
		浄水処理工程の停止判断	○		
		浄水処理工程の停止操作の実施	○		
		浄水処理工程の開始の判断	○		
		浄水処理工程の開始操作の実施	○		
原因調査		○			

注) 発注者、受注者双方に○が付いているものは、状況に応じ、発注者と受注者の両方に責任が発生することが考えられることから、協議により責任の分担を図る。